

浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書

収 入
印 紙

浄化槽管理者（以下「甲」という。）、浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）、浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）及び指定検査機関（以下「丁」という。）は、浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第11条第1項に定める検査（以下「法定検査」という。）に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の浄化槽の保守点検業務を乙に、清掃業務を丙に、法定検査を丁に委託し、乙、丙及び丁はこれを受託する。

設置場所	市・町・村			番地
処理方式	単独・合併	方式	規模	人槽（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）
メーカー名			型式	

（委託期間）

第2条 委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、委託期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。
2 甲は、その申し出によりこの契約を継続しないときは、速やかに新たな契約を締結するよう努めるものとする。この場合において、乙又は丙はそのあつせんに努めるものとする。

（委託業務の実施方法）

第3条 乙、丙及び丁は、委託業務を実施するに当たっては、別表1に掲げる委託業務実施要領に従い行わなければならない。

（委託料等）

第4条 乙、丙及び丁の委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、別表2に掲げる委託料内訳明細書のとおりとする。
2 前項に定めるもののほか、主要部品の交換、消耗品その他特別の事情により生じた費用は、甲及び乙又は丙が協議して別に定める。

（委託料の支払い）

第5条 甲は、保守点検料を原則として契約締結時（第2条第1項ただし書きにより契約を更新したときは更新時）に、乙の請求により支払うものとする。ただし、甲の申し出により別に期日を定める場合はこの限りではない。
2 甲は、清掃料を清掃業務終了後に、丙の請求により支払うものとする。
3 甲は、乙又は丙と協議した上、次のいずれかの□にレ印等を付した方法により法定検査手数料を支払うものとする。
☐ 法定検査業務終了後に、丁の請求により支払う方法
☐ 契約締結時（第2条第1項ただし書きにより契約を更新したときは更新時）に、乙又は丙の請求により支払う方法

（損害賠償）

第6条 乙、丙又は丁は、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは、原状回復の責めを負い、又はその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙、丙又は丁が正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。
（1）乙が、浄化槽保守点検業者の登録を取り消されたとき。
（2）丙が、浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。
2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。
3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、速やかに新たな契約を締結するよう努めるものとする。この場合において、乙又は丙はそのあつせんに努めるものとする。

（疑義の決定）

第8条 この契約に定めるもののほか、委託業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲及び乙又は丙が各1通を保有し、他の者は複製を保有する。

平成 年 月 日

甲（浄化槽管理者）

住所
氏名
電話番号

印

乙（浄化槽保守点検業者）

住所
氏名
電話番号

印

登録番号 茨 第 号

丙（浄化槽清掃業者）

住所
氏名
電話番号

印

許可番号 市町村 第 号

丁（指定検査機関）

住所
氏名
電話番号

印

別表1

委託業務実施要領

- 1 保守点検
- (1) この契約において保守点検とは、法第2条第3号に定める保守点検をいう。
- (2) 保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い、委託期間中 月ごとに1回以上実施する。
- (3) 乙は、保守点検を実施したときは、保守点検の記録を甲に交付する。
- (4) 乙は、保守点検の結果により、丙と清掃の時期を調整する。
- 2 清掃
- (1) この契約において清掃とは、法第2条第4号に定める清掃をいう。
- (2) 清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従い、委託期間中に1回以上実施する。
- (3) 丙は、清掃を実施したときは、清掃の記録を甲に交付する。
- 3 法定検査
- (1) この契約において法定検査とは、法第11条第1項に定める検査をいう。
- (2) 法定検査は、環境大臣が定める方法により、年1回実施する。
- (3) 丁は、法定検査を実施したときは、検査結果書及び検査済証を甲に交付する。
- 4 保守点検、清掃、及び法定検査の予定は、原則次のとおりとし、状況に応じ変更することがある。
- | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|----|---|---|------|------|
| 保守点検 | 月 | 月 | 月 | 月 | 清掃 | 月 | 月 | 法定検査 | 月～ 月 |
|------|---|---|---|---|----|---|---|------|------|
- 5 乙、丙及び丁は、委託業務を処理するために収集、作成した個人情報を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供しない。

別表2

委託料内訳明細書

保守点検料	円/回 × 回 =	円/年（消費税及び地方消費税含む）
清掃料（全量引抜）		円/回（消費税及び地方消費税含む）
（一部引抜）	実際の引抜量 ×	円/m ³ （消費税及び地方消費税含む）
法定検査手数料	円/年（非課税）	※法第7条第1項に規定する検査期間を除く
備考		